

新型コロナウイルス感染症にかかる  
教職員が罹患者及び濃厚接触者となった場合の取扱いについて（第6報）

教職員が新型コロナウイルス感染症の患者またはその疑い並びに濃厚接触者となった場合の取扱いについて、感染者と接触があった場合のケースについて追記するとともに自宅待機と出勤禁止について文言を統一する等の修正を行っております。

なお、出勤禁止に該当する場合は速やかに人事課にご連絡下さい。出勤禁止となった場合は、特別休暇により、給与を補償します。なお、出勤禁止期間中に電話やメールにて業務連絡・自宅に対応可能な業務をお願いする場合があります。体調に不調が無い場合はご協力いただきますようお願いいたします（年次有給休暇期間中はこの限りではありません）。

A. 教職員本人	1.感染	出勤禁止 <sup>※1</sup> とする。
	2.濃厚接触者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCR検査が陰性であっても、感染者との最終接触の翌日から14日間を出勤禁止とする。</li> <li>・PCR検査等で感染が判明した場合は、1の場合と同様に取り扱う。</li> </ul>
	3.感染者と接触があった者	<p>【保健所等の判断により、PCR検査・健康観察の対象になった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCR検査等で陰性が判明するか健康観察が解除となるまで出勤禁止とする。</li> <li>・PCR検査等で感染が判明した場合は、1の場合と同様に取り扱う。</li> </ul> <p>※保健所等の判断が未定の場合はこの取扱いに準ずる。</p>
	4.特定の症状 <sup>※2</sup> がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅待機を要請する。（年次有給休暇の取得を励行する。）</li> <li>・行政の相談窓口にご相談し、医療機関等で受診する。</li> <li>・出勤開始については、主治医の意見を健康支援室(各学校の保健師)に報告し、各学校の指示に従う。</li> </ul>
B. 同居家族	5.同居家族が感染	・濃厚接触者となる可能性が高いため、3の場合と同様に取り扱う。
	6.同居家族が濃厚接触者（濃厚接触者疑いも含む）	<p>【同居家族の陰性が判明するまで】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出勤禁止とする。</li> </ul> <p>【同居家族が濃厚接触者であるが、保健所から検査を指示されなかった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同居家族に対する保健所の健康観察が継続する期間は、出勤禁止とする。</li> </ul> <p>【同居家族が医師や保健所の判断により、濃厚接触者と特定される前にPCR検査や健康観察期間の対象になった場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同居家族の陰性判明や健康観察解除となるまで出勤禁止とする。</li> </ul>

※1 原則として、厚労省が定める「感染後の就業制限解除の基準」（別紙）を満たすまでの期間とします。ただし、その後後遺症等で療養が必要な場合は、有給休暇等の私傷病による取扱いに準じます。なお、復帰の判断については、健康支援室(各学校の保健師)にご相談ください。

※2 次のいずれかに該当する場合は、速やかに行政の相談窓口にご相談してください。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方や妊婦の方で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

- ・この取扱いは直接雇用している教職員を対象とします。業務委託、派遣職員の方々におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、上記に該当する場合は、出勤を控えて頂くようお願いいたします。
- ・当面は本取扱いを適用します。なお、取扱いに変更があった場合は別途お知らせします。
- ・上記取扱いを原則としますが、各学校長、事務局長の判断により、別途対応を講じる場合がございます。

2021年5月27日総務部人事課 TEL:823-3217 メール: per-son@seinan-gu.ac.jp

## 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて

### 第1 退院に関する基準

新型コロナウイルス感染症の患者について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第26条第2項において準用する法第22条の「病原体を保有していないこと」とは、原則として次の①に該当する場合とする。ただし、次の②に該当する場合も差し支えないこととする。

- ① 発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合
- ② 発症日から10日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後に核酸増幅法又は抗原定量検査（以下「核酸増幅法等」という。）の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

また、新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者については、原則として次の③に該当する場合に、退院の基準を満たすものとする。ただし、次の④に該当する場合も退院の基準を満たすものとして差し支えないこととする。

- ③ 発症日から10日間経過した場合
- ④ 発症日から6日間経過した後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合

発症日とは、患者が症状を呈し始めた日とし、無症状病原体保有者又は発症日が明らかでない場合については、陽性確定に係る検体採取日とする。症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとする。

上記の核酸増幅法等の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法等の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法等の検査を繰り返すものとする。（①又は③に該当した場合を除く）

なお、患者が再度症状を呈した場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈した場合は、症状軽快後に上記の場合に該当するまで退院の基準を満たさないものとする。

### 第2 就業制限に関する基準

法第18条の「まん延を防止するため必要があると認めるとき」とは、新型コロナウイルス感染症患者又は無症状病原体保有者が就業しようとする場合とする。

なお、第1の退院に関する基準を満たす場合は、同条の規定の対象者ではなくなるものとする。